

小矢部市外部評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小矢部市外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。